

かしのき訪問看護ステーション運営規程 (訪問看護及び介護予防訪問看護)

(事業の目的)

第1条 医療法人香徳会が開設するかしのき訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者的心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人香徳会 かしのき訪問看護ステーション
- ② 所在地 名古屋市名東区上社 4 丁目 160 番地の 1 けやきビル2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供に当たる。
- (2) 従業者
従業者、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。
 - ア 看護職員 7名以上(常勤換算)
看護職員は医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
 - イ 理学療法士等
理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 2名以上
理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。
 - ウ 事務職員 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条

1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割又は2割の額とする。

- 2 医療保険に関して、自宅までの交通費は実費を徴収する。
 - ①事業所から利用者宅まで片道 1Km 以内 0 円
 - ②事業所から利用者宅まで片道 1Km 以上 一律 200 円(月額上限 1,000 円)
 - ③小児・生活保護受給者世帯利用者の交通費負担は 0 円
- 3 介護保険に関して次条の通常の実施地域内は交通費を徴収しない。
- 4 死後の処置料は、10,000 円とする。
- 5 営業時間外について、早朝・夜間・深夜は診療報酬・介護報酬に準ずる。
- 6 日曜・祝日・年末年始も休日料金は徴収しない。
- 7 保険適応外による訪問看護の設定
 - ① 1 時間につき 5,000 円を徴収する。
 - ② 夜間(18 時～22 時)早朝(6 時～8 時)については 1 時間につき 7,000 円を徴収する。深夜(22 時～6 時)については 1 時間につき 10,000 円を徴収する。
 - ③ 同行に係る交通費、宿泊費についての実費分は利用者負担とする。
- 8 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名東区、千種区、守山区、天白区、長久手市、日進市、尾張旭市の区域の概ね事業所から 5 km とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 10 条 事業者は、利用者等の人権・虐待防止等のために、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年6回開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(暴言・暴力・ハラスメントの防止)

第 11 条 職場内におけるハラスメント防止に努めます。合わせて、利用者からの職員へのハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条

ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月
- ② 継続研修 年 1 回

1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行う。

①看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している。

②マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。